

クラレンドンのホップズ『リヴァイアサン』批判（一一・完）

—ステュアート王党派の「君主主義」政治思想とその系譜分類をめぐって—

犬 塚 元

- 一 はじめに——王党主義・君主主義の政治思想をめぐる研究動向
- 二 ハイドとホップズ
- 三 「暴政か無秩序か」なのか、「暴政ゆえに無秩序」か
- 四 「ヨーロッパ的な、文明化された」君主政（以上、第七六巻三号）
- 五 二つのポスト・コンフェッショナリズム
- 六 君主主義の系譜分類をめぐる対立

五 二つのポスト・コンフェッショナリズム

『リヴァイアサン』の屏絵の描かれた主権者は、右手に剣を抱く。世俗権力の象徴である。その下には城、王冠、戦車など、世俗権力に関わる事物が並んで描かれる。他方、彼が左手に握っているのは、絶対的な宗教権力を象徴す

クラレンドンのホップズ『リヴァイアサン』批判（二・完）

七六一六一一

る牧杖であり、その下に描かれるのはすべて宗教権力に觸れる事物である。⁽¹⁾「リヴァイアサン」第三部・第四部は、このうちの、主権者の宗教権力を論じる。

ここでのホップズの批判的は、神をもちだして政治に介入して政治秩序を紊乱する——と彼がみなしした——教会や宗教人である。ホップズがそのような宗教人を批判して自らの宗教論を開発する論拠としたのは、キリスト教聖書である。世俗社会の必要や便宜を持ち出したり、自然理性によつて啓示宗教を批判したりするのではなく、あくまで聖書に則つてキリスト教の正しい理解を示す、というのがホップズの立場と戦略である。したがつて、ホップズの宗教論は、聖書解釈として展開される。そして導かれる議論は、権限の次元と、教義の次元のふたつに区別できる。議論の構図は明快である。権限をめぐつては、世俗主権者による徹底した宗教管理が主張される。聖書解釈権をはじめとする一切の宗教権限は、世俗主権者が一元的に管轄する。つまり、神との接点は——教会でも一般信徒でもなく——主権者が独占する、というのである。⁽²⁾他方、教義については、神や関連した観念を持ち出して政治に介入する根拠を剥奪するために、ホップズは、救済に必要な教義を最小化する。教義を大胆に整理して、「イエスはキリストである」と信じることだけがキリスト教信仰の核心である、とするのである。⁽³⁾このように権限と教義のふたつの側面から宗教を「実にした政治介入の萌芽を摘みとり、宗教対立と内乱を防ごうとするのがホップズの基本的な戦略であつた。⁽⁴⁾

『リヴァイアサン』のテクストに即して整理するならば、第三部「キリスト教コモンウェルス」冒頭の第三十二章・第三十三章において議論の根拠となる聖書について吟味したのちに、ホップズは、第三十四章から第三十九章において、さまざまな宗教概念の意味を聖書解釈を通じて再定義する。それぞれの章が扱うのは順に、靈・靈感、神の

王国、預言、奇跡、永遠の生、教会、の概念である。ホップズは、教会や宗教人がこうした概念に依拠して神の権威をもちだして主権者に抵抗することがないように、これらの概念を「われは武装解除する。」その中の三つの章が、旧約聖書、新約聖書、教会史の三つの歴史解釈を通じて、主権者が聖俗両権をもつことを示したのち、第四部「暗黒の王国」は、誤ったキリスト教解釈の原因を指摘する。⁽⁵⁾

ホップズのこうした宗教政治論を、クラレンデン伯ハイドはどう読んだか。まず指摘できるのは、世俗の絶対主権論に対する前半部分の議論と同じ構図の批判が「(1)」にも見られる、との点である。たとえば、ティラーニーこそがアンキーをもたらす、といふ指摘である。ハイドによれば、聖書の解釈を主権者の意向に委ねてしまうのは、ペルシャにおけるヨーロッパの扱いと同じであるが、それは彼の地を対立と混亂に陥れた。(View 198) 動機暴露もある。「主権的預言者」は聖俗両権をもむ、預言の真偽を判断する権限をもつた、というホップズの聖書解釈は、クロムウエルに利するためであった(View 205)。むしろ、ホップズが「契約」を中心として理論構築した」とも、改めて批判の俎上にのる。ハイドのみならず、「リヴァイアサン」第三部の多くの議論は、旧約聖書のイスラエル史をめぐる独自の解釈によつて支えられてくる。聖書において言及される「神の国」とは、ユダヤの民に対する神の支配——つまりは「神の世俗的コモンウェルス」たる「ユダヤ人のコモンウェルス」——を意味する、という解釈がそれである。そしてホップズは、神の「の」世俗支配が「契約による設立」であった、と論じる。神とユダヤ人のあいだの「契約」によって、この「神の国」が成立した、というわけである。⁽⁶⁾ ホップズは、契約が服従義務をうみ出すという議論に固執して、このよべに聖書を強引に解釈してくる、といふのがハイドの批判であった(View 208-13, 226-7, 235)。

「」のようじハイドは、ホップズが聖書の独自の解釈を通じて宗教論を構築して「」を問題にする。ホップズの「新奇」、「不自然」、「大胆」な聖書解釈は、聖書の権威を破壊して、キリスト教を転覆させてしまは（*View 9, 73, 195, 197, 207, 239, 285-7, 316*）。問題は、解釈の誤りにはどうまらない。ハイドは、聖書を吟味する「」と曲体に不快感を示すからである。ホップズは、聖書の記述内容を吟味するのにあたって、第三十三章では、聖書の著者や成立時期をめぐるクリティック——今日の聖書学における高等批評——を開拓する。「」に対しハイドは「不要な探求」、「不要な推論」、「不適切な吟味」、「」は「不必要的学識と好奇心」として批判を寄せ、こうした議論によりてキリスト教が「道化」と化して、民衆に悪影響が及ぶことを懸念する（*View 195-202*⁽⁸⁾）。」「」でのホップズが、テクストのクリティックを重視した人文主義の精神を忠実に継承して、聖書に対してもクリティックを敢行した、といふことであるのであれば、「」れに對してハイドは、信仰や道徳に対する悪影響を理由にして人文主義を批判する側にある。⁽⁹⁾つまり、ハイドの判断によれば、ホップズは惡しきキリスト者であり、ほとんど無神論者に等しい（*View 9, 222*）。ホップズは、来世の教義を否定して、「天国の倫理も地獄の苦しみも減らす」、「」による「徳に至る道」を閉ざす（*View 219, 230-1*）。新約聖書の解釈にあたりてはイエスの地位を貶めて、三位一体を否定する（*View 242-6, 265*）。」へしたホップズの教義理解では、惡徳がつみだされるばかりである（*View 215, 249-52*）。

」のようじが、」うした批判にもかかわらず、ローマ・カトリック教会に對する態度では、ふたりは連帶の関係にある。⁽¹⁰⁾ハイドは「リヴァイアサン」第三十九章を「」とも誤りから免れて「」と語り、やうであるがゆえに、章の短さに不満を述べる（*View 232-3*）。それは、ホップズが教会を論じた章である。」」やホップズは「教会 church, ecclesia」の概念を、やはり聖書に依拠する手法で、「キリスト教を信奉する人々が、ひとりの主権者の人格

において統合した集団」と再定義する。こうした定義づけによつて、「教会」と「キリスト教コモンウェルス」とは実は同一の外延をもち、いずれも同じ「世俗の主権者」によって統治される、と主張するのがホップズの狙いであった。すべてのキリスト者が従うべき「普遍教会」は存在しない、との主張が随伴するように、これはカトリックと対決する議論であつた。⁽¹²⁾

むとよりこれは、新教の立場からの旧教批判にとどまるものではなく、政治による宗教管理・監督を正当化する議論である。この「リヴァイアサン」第三十九章と、それに対するハイドの評価が端的に示すのは、ふたりは、単にローマ・カトリック教会に敵対したのみならず、積極的なヴィジョンとして、政治権力による宗教の管理・監督、という意味におけるエラストゥス主義の観点を共有していた、という点である。それは、のちにルソーが「社会契約論」第四巻第八章の市民宗教論において、一方でペイル、他方ではウォーバートンを退けながら、ホップズのなかに認めて賞賛した観点である。⁽¹³⁾

ホップズとハイドは、政治による宗教の管理・監督という路線を選択する。それは、「眞の宗教」の実現をなにより優先する宗教勢力のコンフェッショナリズムと、それが惹起する宗教対立・内乱とを克服する、という同じ課題をふたりが共有していたことを意味する。その意味で、ホップズとハイドは、巨視的な思想史の構図のなかでは、ポスト・コンフェッショナリズムの「政治思想」という共通の潮流に位置づけることが可能である。⁽¹⁴⁾ これに関連して、ふたりが——濃淡はあるども——共通の知識人グループとそれぞれ接点をもつていたことを指摘できる。それは、ハイドと親しいフォーカランド子爵を中心に、オックスフォード郊外のテューに集つた「テュー・サークル Great Tew Circle」の人々である。⁽¹⁵⁾ テュー・サークルに集つた知識人・政治家は、エラスムス、フッカー、グロティウスの著作を

クラarendonのホップズ「リヴァイアサン」批判（二・完）

好み、宗教対立のなかで熱狂から距離をおこして懷疑の態度を保ち、寛容とユキュメニズムを掲げた。彼らは、キリスト教信仰から離れはしなかつたものの、反教権主義・エラストウス主義の立場からイングランド国教会を支持した。懷疑主義にもとづく反コンフェッショナリズム、反教権主義、エラストウス主義、となるべくした路線は、宗教対立・内乱がもたらしたいわゆる「ピューロン主義的危機」（信仰と知の基盤喪失という危機）に対する応答の一つの選択肢であり、政治権力の役割を重視するヴァージョンのポスト・コンフェッショナリズムであった。

しかし、こうした共通性にもかかわらず、ホップズの宗教論に対するハイドの厳しい批判が示すのは、ふたりのボスト・コンフェッショナリズムには小さくない違いと対立が存在した、という事実である。それは、宗教制度や権限をめぐる議論に関わっている。ハイドによれば、「リヴァイアサン」は、教会人が自分たちの世俗利益のために信仰を作り出した、とすら指摘しながら、教会・聖職者を「⁽¹⁷⁾」とく批判して、「あらゆる教会権力」を退けてくる。つまり、ホップズは世俗の主権者に権力を集中させて、聖職者や教会を徹底的に敵視していく（View 18, [264]⁽¹⁸⁾-5）。しかし、すべての聖職者が宗教を腐敗させてくるわけではなく、多くは知と道徳を備えている。聖職者が敬われないところでは、神も王も敬われないのである（View 23, 208）。

ハイドがなかでも看過できないのは、インクハム国教会に対する攻撃である。ホップズの批判は、なによりイングランド国教会に向けられている（View 25, 304-5）。ホップズは、三つの政治論を順に執筆するなかで、世俗政治論よつやむしろ宗教論を修正していく⁽¹⁹⁾たが、ハイドは、ホップズが「リヴァイアサン」においてイングランド国教会を批判するに至った、という事情を的確に認識している。ハイドによれば、ホップズの批判は根拠を欠く。イングランド国教会こそが「世界でもいじゆよく構成された教会」である。国教会は、カトリックに対してもつとも妥協なく対

決してきたし、苦難の時期にも「王に対する愛着と義務」を維持しつづけてきた (View 198, 306-8)⁽¹⁹⁾。ハイドは「リヴァイアサン」最後の第四十七章における記述を見逃さず、ホップズは「監督制」の国教会を退けて「独立派」⁽²⁰⁾を持している、と指摘する。「独立派」がクロムウェルのセクトだったからである、というのがハイドの動機暴露であつた (View 308-9)。

世俗主権者に権力と権限を集中させるホップズに対して、ハイドは、同じようにエラストウス主義の観点を探りながらも、イングランドの国教会体制を積極的に擁護する。国教会が聖書解釈権と処罰権をもつべき、というのがハイドの立場である。教会がこうした権限をもつにせよ、君主の主権を妨げず、むしろそれを支える教会制度は可能である。主権者としての君主が、教会の首長として、聖職者の任命権をもつならば、「君主の至高性」を侵害する聖職者は存在しないからである (View 247-9)。つまり、ハイドがここで論じている宗教制度は、世俗主権者が人事権を通じて管理・監督する制度的枠組みのなかで、教会が独自の宗教権限行使する国教会制度である。こうしたハイドの宗教制度論は、あるべき穏和な君主政をめぐる彼の制度モデルに連続している。ハイドが望ましい政治体制として一貫して示しているのは、君主が主権者として政治権力を担いながらも、それを独占的には行使・運用せず、下部組織に部分的に権限を委譲している君主政である。それは、絶対的な主権者と無力な臣民から構成される単純なアジア的專制政ではなく、下部機関が派生的な権限をもつに至った、複雑な政治制度を抱える君主政である。

ハイドは、主権を機能に注目して抽象的に論じるのではなく、個別具体的な歴史的経路のうえに成りたつ現実の君主政を念頭におきながら、エラストウス主義の具体的な制度化のありかたを模索している。すなわち、ホップズとハイドのそれぞれのポスト・コンフェッショナリズムのあいだには、権力や自由をめぐる政治理論や、信仰や救済をめ

べる宗教理解の違いとともに、イングランドの国制や国教会体制に対する歴史・現状の評価の違いが存在している。

六 君主主義の系譜分類をめぐる対立

では、このように対照的な特質をもつホップズとハイドの政治思想について、主権論と「伝統的国制論」の対立として理解してよいのだろうか。さらに、このふたりの対立から、ステュアート王党派の political thought のなかの、二元的な系譜の対立を導きだしてよいのだろうか。

ステュアート・イングランドの王党派の政治思想について、一方ではホップズ、他方ではハイドをそれぞれの典型や代表とみなして、ふたつの系譜を見いだす解釈は、本論冒頭でみたように、これまで少なくない研究者によつて採用されてきた。⁽²¹⁾ 絶対王義と「立憲的王党主義」——ないしは、絶対君主政論と制限君主政論——の二元的な対比である。こうした二元的対比は、「絶対主義」や「立憲主義」という分析概念の妥当性を疑うようになった近年の解釈でも継承されている。たとえば、王党派のなかに存在したのは思想でなく政治手法をめぐる対立であり、一方には、軍事力を重視する「リップシウス的タキトゥス主義」のグループ、他方には、主権者と臣民の相互信頼を重んじて「イングランド的な価値」を強調するグループが存在した、という解釈はその代表である。⁽²²⁾ これに対しては、これまでの二元的対比と実質的になにが違うのか、との指摘がある。⁽²³⁾

注意すべきは、思想系譜をこのように——いわば強硬派と稳健派に——二元的に対比する構図は、現代の研究者だけではなく、そもそもホップズ自身のものであつた、という点である。ホップズは、主権論の味方か敵か、という判断線を強調する。ホップズは、一方の側に自らの主権論、他方の側に主権論に敵対する議論を配置したうえで、後者

の側の多様性や分類には立ち入らずに、混合政体論をその代表として扱う。⁽²⁴⁾ われわれがステュアート王党派の政治思想を二つの系譜に区別して、主権論か否か、絶対君主政論か穏和な制限君主政論か、と対比する二元論を採用するときに、それは——意図するかどうかにかかわらず——ホップズと同じペースペクティヴから思想史を理解していることになる。ここで、主権論か否か、という二元的な対立は、主権論の敵とみなした側については、違いよりも共通性に注目して一括して扱うこと意味する。たとえば、ホップズの「政治思想」と「伝統的国制観」とを対比させて、「伝統的国制観」のうちに、立憲主義、制限君主政論、混合政体論、混合君主政論、古来の国制論、コモン・ローの思想（と表現される思想系譜）を含めてしまふ系譜理解は、その一例である。⁽²⁵⁾ こうした整理は、主権論（あるいはホップズの政治思想）に対する一定の歴史評価・価値評価を前提にしている。

主権論か混合政体論か、という二元的な思想区分を前提にしてホップズが王党派の系譜を分類したことは、彼の歴史叙述に顕著である。混合政体論の流行がイングランドの内乱の原因であった、という「リヴァイアサン」の指摘に続いて、⁽²⁶⁾ ホップズは「ビヒモス」において、王党派の稳健グループが混合政体論の信奉者であったと論じて、ここに王党派の失敗の原因を求める。

ホップズによれば、内乱以前のステュアート・イングランドには広範に、そして一六四〇年代には国王側近のあいだにも、混合政体論が広まっていた。イングランドは絶対君主政ではなく、「混合君主政」ないし「混合政体」であり、「混合君主政」では「絶対主権が君主、貴族院、庶民院のあいだで分割されねばならない」というのが混合政体論の主張であった。⁽²⁷⁾ そしてホップズによれば、内乱時に王党派が戦略を誤り、議会派に宥和政策で臨んだのは、王党派のリーダーたちが「混合政体」の理念を抱いていたからにほかならない。彼らは「絶対君主政」を嫌い、「混合君

クラレンドンのホップズ「リヴァイアサン」批判（二・完）

主政」の名のもとに「混合政体」を好んだ。しかし、ホップズの観点からすれば、「混合政体」は、実際には「純粹なアナキー」にすぎない。絶対主権こそがアナキーをもたらす、というのがハイドの「リヴァイアサン」批判であつたが、ホップズは「リヴァイアサン」のみならず「ビヒモス」でも、混合政体こそがアナキーを惹起する、という理解を貫いている。では、混合政体論を信奉した王党派のリーダーとは誰なのか。ホップズは、彼らはもともとは船舶税に反対した議会派であったと論じる。王党派の中核には、いわば内なる敵が集まっていた、というのである。しかし「いまや、いずれの側の誤りも赦されるに至ったのだから」、もはや名前を明らかにする必要はない。こうしてホップズはその名を秘すが、あきらかにその中心人物とはハイドであった。⁽²⁸⁾こうしてホップズは、ハイドを混合政体論の信奉者であり、内乱と無秩序をもたらした一因として位置づけるのである。

ところが注意すべきことに、これはハイドの観点とは異なつていて、ハイドは、主権論の味方が敵か、という二元的な系譜理解を探ることもなければ、自らの政治思想を混合政体論と位置づけることもない。つまり、ふたりの政治思想の対立は、政治思想の系譜分類をめぐる——つまり政治思想史理解をめぐる——次元の対立でもあつた。⁽²⁹⁾

ハイドは、むしろ混合政体論を——ホップズと同様に——否定的に扱う。混合政体論はイングランドの政治制度・政治思想とも、自らの思想とも異質である、というのである。ハイドによれば、混合政体論は、イングランドにおいて新奇な政治理論である。混合政体論をイングランド内乱の原因と位置づけた「リヴァイアサン」第十八章の指摘についてハイドは、「イングランド君主政の国制」に不案内である、と批判する。「権力は君主・貴族院・庶民院に分割される」という混合政体論が、内乱の原因だったのではない。それは、「反乱が始まるとまでは、イングランドでまったく聞かれたことのない意見」だったから。「イングランドのあらゆる法」は明白に権力の分割を否定していた

(View 54)。

では、混合政体論は、いつに登場したのか。ハイドは、イングランドにおける混合政体論の登場を——現代の有力な解釈と同じように⁽³⁰⁾——「両院の十九箇条提案に対する陛下の回答」(一六四一年)に求めている。それは、「両院の十九箇条提案」に対する返答として、国王名で出された王党派側の文書である。ハイドによれば、当時の国王側近のうち「ハイド氏」は事態に対応することが適わず、フォークランドとコルペッパーがこの文書を執筆した。問題はコルペッパー執筆の部分にある。それは、帰結を考えない不用意な記述であり、王に不利益をもたらす。ここでハイドが言及しているのは、君主、貴族院、庶民院を「三身分 three Estates」と規定して、その「バランス」の重要性を——王に対するさらなる侵犯を防ぐ意図から——論じた箇所である⁽³¹⁾。ハイドによれば、君主は「三身分」のひとつでない。聖職者が第三の身分であり、君主は、三身分の上に位置する「全体の頭であり主権者」である⁽³²⁾。つまり、混合政体論はイングランドの政治制度とは両立せず、自らの政治思想でもない、というのである。

「陛下の回答」をめぐるハイドの「うした否定的な評価は、「反乱史」における歴史叙述にも明白である。ハイドは」の歴史書において、さまざまな歴史文書を史料としてそのまま収録しながら叙述を進める方針を採用しており、議会側の「両院の十九箇条提案」については、原文全体をほとんどそのまま収録している。ところがハイドは「陛下の回答」については、重大な取捨選択を施したうえで収録している。「陛下の回答」のうち、政治制度にかかる記述、すなわちイングランド国制を三政体からなる混合政体と位置づけた部分について、ハイドは掲載を見送っている。⁽³³⁾「古来の」「均衡した」イングランド国制は、「絶対君主政、貴族政、民主政」の混合から成り立つており、法は、君主と貴族院と庶民院によって「合同でつくられる」——こうした「陛下の回答」の記述を、ハイドは「反乱史」に收

クラレンドンのトップズ「リヴァイアサン」批判(二・完)

録しなかつたのである。

このようにハイドは、一方ではホップズの絶対主権論を退けて、他方では主権の分割を掲げる混合政体論を退ける二方面作戦を遂行している。これは、ハイドが、すくなくとも三つの政治思想の系譜を念頭に置いていたことを意味している。ハイドは、すでに本稿第四章で吟味したように、君主が唯一の主権者・立法者である、と考える。君主は主権を他と共有するのではない。すなわち権力の所在をめぐって、主権の分割を説く混合政体論は誤っている。しかし、だからといってハイドはホップズと同じ側に立つわけではない。ハイドは返す刀でホップズを批判する。ホップズは権力の運用をめぐって致命的な理解の誤りを犯しており、「ヨーロッパ的な、文明化された」穏和な君主政において、主権者が下部機関や臣民に委ねた権限、自由、所有権の意義を見失っている。先に指摘したように、ハイドは、「権力の一切は君主に帰属して、財産は私人に帰属する」というセネカの文言を援用しながらあるべき君主政を論じたが、この文言は、その前段で混合政体論を批判し、後段でホップズを批判する、という点でハイドの君主政論の特質をよく表現している。現代の歴史家は、権力の所在についてみれば「絶対的」だが、「恣意的」とは区別され、権力の実際の運用においては「制限的」である、という君主政の理念が初期近代世界に存在したことを発掘して、これを「絶対的であり、なおかつ制限された君主政」の理念と表現する⁽³⁶⁾。それは、十八世紀の「歴史家」デイヴィッド・ヒュームが十七世紀のヨーロッパ世界に見いだした「民衆が多く特権を持つ絶対君主政」である⁽³⁷⁾。われわれは、ここまで分析から、ハイドの君主政論にも「絶対的であり、なおかつ制限された君主政」の分析概念を適用することが可能である。

では、ハイドの描いた穏和な君主政を「絶対的であり、なおかつ制限された君主政」と規定できるにしても、そこ

ではいかに君主権力が抑制されるか。それは、どのような系譜に属する制限君主政論か。われわれが最後に考察すべきは、この問い合わせである。

ハイドは自らの君主政論を、混合政体論の系譜と区別した。つまり、権力機構において権力の分立を定める制度設計によって権力抑制を予定したのではない。では、制度でなければ道徳か。つまりハイドは、統治者の道徳や心構えに期待して、あるいはそれに依存して、権力の抑制を論じたのだろうか。実際、少なくない現代の研究者は、ハイドの君主主義、さらには彼を代表とする——すくなくとも彼を一員とする——王党派の政治思想の系譜は、統治者の道徳や心構えに依拠して政治権力の制限を論じていた、と解釈している。⁽³³⁾

しかし、制度か精神か、という排他的な二者択一が成立するとは限らない。もとより、混合政体論を退けたことは、心構え論・道徳論を採用したことを必然的に意味するわけではない。ハイドの「概観と検討」は、たしかに献辞を王に捧げる。しかしこの著作は、たとえば国王ジェイムズが息子に宛てた「バシリコン・ドロン」とは違って、統治者としての心構えを論じる形式ではない。ハイドの「概観と検討」が、道徳論にもとづく君主主義という要約を許さないことは、こうした点のみならず、次の二点からも導くことができる。それは、同時に、ハイドの君主主義の積極的な特質を明らかにする手がかりでもある。

第一は——これまで何度も何度か触れてきた——下位の統治機構・統治者をめぐるハイドの議論である。法律家をめぐる議論はその典型である。「法律家の意見や判断が一切排除されて、実定法のすべてが否定されるならば、世俗の統治や政策をめぐる合理的な議論を期待することはできない」(View 195)。ハイドによれば、安定した法秩序をつくり、臣民の自由や所有を保障するためには、君主みずからが法の解釈と運用をおこなうのではなく、法律家の協力と

同意を得る必要がある。法律家は、「法についての長い学修と実務によって獲得された、人が完成させた理性 an artificial perfection of reason」をもつからである。これは、法律家が主権者たる君主を補佐する政治システムである。しかしハイドはあくまで、いわした法律家の判断は、その任命権者である「主権者の判断」である、という立場を採る。つまり、主権や政治権力を分割するという理論構成は採らず、君主が主権者であるという形式は維持したまゝに、しかし実質的には実務・運用を分散する制度的ネットワークによって、政治権力の安定した運用を確保する、ところのがハイドの戦略である (*View* 121-9)。

法律家をめぐるハイドのこの議論は、「リヴァイアサン」第二十六章におけるホップズのE・クック批判を反批判したものである。では、ハイドの政治思想は、クックと同じように、コモン・ローの思想の潮流に位置づけられるだろうか。もとよりハイドが「」で言及した「人間が完成させた理性」は、クックがイングランドのコモン・ローと法律家の権限を正当化するなかで用いた概念である。⁽⁴⁰⁾ クックのこの議論に対し、ホップズは「リヴァイアサン」第二十六章で——のちの「イングランドのコモン・ローをめぐる対話」を先取りして——法律家の「人間が完成させた理性」ではなく主権者が法をつくる、との主意主義的な法理論を対置して、批判を加えた。⁽⁴¹⁾ この対立においてハイドはクックの側に立つ。ところが、ハイドは具体的な法律論には決して立ち入らない。クックの「イギリス法提要」や、それを批判したホップズの「イングランドのコモン・ローをめぐる対話」のように、過去の数多くの具体的な制定法に言及し、その法解釈論を通じて政治体制を論じる、という手法をハイドは採用しない。つまりハイドは、クックのようなコモン・ローの思想系譜と連帶しうる関係にあるが、しかし「法学的アプローチ」によって政治を論じたといふ解釈は根拠に乏しい。ハイドは法律家であったが、自らについて「法学ではなく、学芸と歴史、ローマを愛好」し⁽⁴²⁾

て育つた、と語っている。⁽⁴³⁾

第一に論すべきは、ハイドが、政治体制の歴史を語るという方法を軸にして、あるべき穏和な君主政を論じている、という点である。つまり、彼は、現在の主権者の道徳ではなく、過去から現在に至る政治システムの歴史をもつばら語る。それは、イングランドでは法律家、国教会などの下位機関に一部の権限が譲渡された結果として、政治権力を穏和に安定して運用することが可能になり、臣民の所有権と自由が保障される政治制度が構築された、という歴史のナラティヴ（物語り）である。それは、政治共同体において定型化されてきた制度の持続と継承を語る。ハイドが語るのは端的にはイングランドの国制 constitution であり、この制度的枠組みがハイドの制限君主政論の基礎をなしているのは疑いない。しかし、彼の政治思想を立憲主義 constitutionalism と規定するだけでは十分でない。国制をめぐってのシンクロニック（共時的）な議論だけではなく、ダイアクロニック（通時的）な歴史的議論が含まれるからである。⁽⁴⁴⁾

それでは、時間軸を加味した国制主義、つまりは、「伝統的国制」や「伝統的制度観」に依拠した伝統主義（ないしは古来の国制論）としてハイドの政治思想を位置づけることは妥当だろうか。⁽⁴⁵⁾しかし、これも十分ではない。社会構築主義やメタ・ヒストリーの知見が示すように、伝統は言説によって構築される産物である、という事実をふまえれば、「伝統的国制」や「伝統的制度観」という分析概念を使用するにあたっては、いつ、だれが構築した「伝統」か、を問う視座が欠かせないからである。⁽⁴⁶⁾われわれ現代の解釈者が「伝統」とみなして規定している（にすぎない）のか、分析対象の時代にはすでに「伝統」とみなされていたのか、あるいは、分析対象の思想家が「伝統」とみなして構築したのか、という点には意識的である必要がある。⁽⁴⁷⁾

ハイドは、イングランドの国制を論じるにあたり、過去の思想家に依拠したり、すでに「伝統」として定型化されたり語られてきたモデルに訴えたりする、という手法は採用しない。歴史のナラティヴを通じて、政治制度と政治実践における規範を論じようとしたハイドの嘗みは、むしろ、イングランドの国制の伝統を構築する作業であった。ハイドは、法律論や機構論や道徳論ではなく（それらを包摂しうる）歴史叙述を通じて、穏和な君主政の権力運用のモデルを提示する。言い換えるならば、穏和な君主政をめぐる歴史のナラティヴを提示する、といへハイドの嘗みそのものが、政治権力の抑制を意図した行為遂行的な嘗みであった。ソリに見こだす「」がで現れるのは、政治思想としての歴史叙述であり、歴史叙述の形式で語られる政治思想である。

- (1) リヴァイアサンの罪縕をめぐらし、Bredenkamp (2007), Skinner (2008)。後者には『イギリス哲学研究』1111、11〇〇九に相説がある。
- (2) *Leviathan* 372-8. 『』も亦 Hobbess (1996) から引用せず *Leviathan* と呼ぶ略号を用いる。
- (3) *Leviathan* 345, 407-12.
- (4) 権限をめぐる議論と教義をめぐる議論は矛盾している、とハイドは批判する。すべてを主権者に委ねる一方で、ホップズ自らが教義に解釈を下してくるからである (View [226])。『』も亦 Hyde (1676) からの引用・言及は View という略号を用いる。
- (5) 稲田 (2007): 187ff. の整理を参照。
- (6) *Leviathan* 290-300.
- (7) *Leviathan* 280-1, 322-5.
- (8) ハイドが、平和や秩序、民衆の服従を調達する手段として宗教を位置づけたのか、あるいは、敬虔なキリスト者として信仰を重視して宗教に固有の意義を認めていたのか、という問題は近年の争点である。前者の解釈は Smith (1994):

- 53, Seaward (2005): 309, Scott (2007): 133-4, 後者は Zagorin (1985): 610-2, Dzelzainis (1990), Finlayson (1990), Scott (2009): 39, Burton (2010) が詳しい。
- (9) Burton (2010): 300-5 も、ハイムバ（ほかのヒュー・サークル構成員と同じく）「ローベラント聖書文献学の基礎的立場たるが、敬虔主義的立場をもとにトクストの嚴格な説解による道徳的説解を志向した」と解釈する。
- (10) Cf. Zagorin (2007): 474.
- (11) ハーマン・カーラーは、「対する態度は、スコット学者批判と関連する」(View 21, 302, cf. Trevor-Roper, 1975: 15)。
- (12) *Leviathan*, 320-2. ハイルマーが「ベトニアーカ」の面倒でハーマン・カーラーの教説を批判したとする見られるようにならぬ。Filmer, 1991: 5-7。ベルナード・イングランの政治思想における「ベトニアーカ」は、ハーマン・カーラーの反教皇主義の立場からの抵抗権論に対する批判は珍しくなかった(Tuck, 1993: 260; Inuzuka, 2007: 209-10)。「ニカラウヤサ」第41章も、ハーマン・カーラー批判に多くの紙幅を費す。
- (13) ホッブズの思想が反教皇主義、ハリストウス主義として取扱われた系譜については Goldie (1991), Parkin (2007a)。ハリストウス主義は、必ずしも意味内容が明確ではなくまさに用ひられてくる思想史学の概念のひとつであり、その使用には注意を要する。
- (14) リードは大塚 (2011) を示し、宗教対立・内乱の克服をめざす、初期近代ヨーロッパにおける多様な思想的・政治的模索を「ボスム・コソフ・シナリズム」と総称する。
- (15) テューバー・サークルについては Trevor-Roper (1989), Hayward (1987), Smith (1994), 54 のリストを参考にした。ハイムに対するヒュー・サークルの影響については Wormald (1951): 240-82, Trevor-Roper (1975), Burton (2010)。ホーバスに対する影響については解釈が分かれているが、ホッブズがトマス・ヒュー・カーラーに反対したことは明らかである(Malcolm, 2002: 11)。ホッブズに対する影響を指摘するには Tuck (1979): 119-32, (1993): 305、宗教論における共通点を述べて指摘するには Sommerville (1992): 147-9、影響を否定してホッブズの独創性を指摘するには Zagorin (1985), (2000)。
- (16) ハーマン・カーラー、ホッブズは大学をめぐる同様の態度である(View 298-9)。
- (17) Cf. *Leviathan* 85. のおり「ヒューバス」が批判の標的になったのは、一方では「イングランドのローマ教皇をめぐる対立」によるハーマン・カーラーのホッブズ「ラヴァイアサン」批判(11・訳)

- 組」の匂いの法律家として君主主義である、他方ではイングランド教会であった (Seaward, 2010: 24, 67-70)。
- (18) Tuck (1996): xxxviii-xliv.
- (19) ベネチア歴史理解によるれば、宗教改革以前にイングランドの教会と大学はローマ教皇と対決していた。教皇と連携していただけである (View 145-60)。
- (20) *Leviathan* 479, cf. Sommerville (2004).
- (21) Bowle (1969), 根據 (1993), Smith (1994), Parkin (2007b): 313-22. インペリタ对比のなかでは、時にハイムの属する側に「時代選手」「反対派」への規定が与えられた。
- (22) Smut (2007), Scott (2007, 2009). インペリタ研究によれば、軍事力を重視したグループは王妃側近であり、H・シャーナハ、J・マルクハバーを代表にして、W・キャヴェンディッシュ(初代ニューカッスル伯)や彼をヘトロノンとしたホップスに連なる。相互信頼を重視した後者のグループは、J・リッチャード、E・ハートフォードを代表とする。一方で、この系譜対立は、タキトウス主義の多様性という観点からも図式化された。宗教改革後の混亂のなかでタキトウスの思想を受容しながら現実政治について思索した点に着眼して、ホップスもハイドもタキトウス主義の枠内にある。しかし、ホップスの側が——リブシウスと同じ——國家理性、野心、偽装という、権力と人間のアモーニッシュな契機を強調すれど、シエラヌー「トトゥク・タキトウス主義」の系譜に属するのに対し、ハイムにおけるタキトウス主義は、因果探求や動機推論による歴史叙述の画面で扱われる余地があった (Seaward, 2005, cf. Sharpe, 2000: 300-6)。
- (23) McElligott and Smith (2007): 11.
- (24) インペリタの記述は、「諸君おどろきむ如くハカルス」を語じた「トトゥク・タキトウス」第十八・十九章、マルクハーノの混合君主政論を含めた第四十一章に顯著である (*Leviathan* 127, 379)。ただし「制限君主政」をめぐる議論として *Leviathan* 134-5 を参照。
- (25) 根據 (1993): 15-6, Smith (1994): 220.
- (26) *Leviathan* 127.
- (27) Hobbes (2010): 150, 256.
- (28) Hobbes (2010): 260-3, Wormald (1951): 13.

- (29) りのりこは、政治思想史研究の方法論として、ある思想家の政治思想の特質を分析するにあたっては、その思想家が政治理想の系譜をどうかに割離したか、あるいはそれがかりにならぬ可能性がある、ということである（大塚、2004）。
- (30) Weston (1965), Mendle (1985, 2007), Fukuda (1997). りべられた解釈は、チューダー期の混合君主政論と混合政体論を区別する。对照的な解釈の代表は Peltonen (1995) やある。混合政体論の系譜とその解釈をめぐっては大塚 (2013) を参照。
- (31) Falkland and Colepepper (1642): 12-3.
- (32) Hyde (1857): v. 1, 130-1. りぶせやうり Wormald (1951): 12, Zagorin (1985): 608-9 が指摘する。
- (33) Hyde (1992): v. 2, 167-70.
- (34) Hyde (1992): v. 2, 172-6. ぶね「ソルブ」や「臣院の十九箇条提案」はほぼすべてを引用するが、「陛下の回答」はほんのくわん（Hobbes, 2010: 246-9）。
- (35) Falkland and Colepepper (1642): 11-2.
- (36) Daly (1978), Burgess (1996): 17-62, Scott (2009): 42, 243-4, n. 51. 古封期にはフラー、H政復古期にはシーウィンガムやトーハイクがいたと主張をした（大塚, 2013）。
- (37) Hume (1983): v. 5, 35, 127, 549, 561-2. ぶね、シーラーはトーハンハムを歴史家として極めて評価するところに、彼の「血田の祖国の国事くの歌」には意的記述としている（v. 3, 466, v. 5, 154, 215）。
- (38) Seaward (1997): 230, 239, Scott (2007): 133, Scott (2009): 42. マ・ホールティは、ホップズの受容史を辿るなかで、絶対主義の系譜の混合政体論の系譜と区別されねど、おむねの君主主義の系譜の存在を指摘したうえで、それを君主の権力によって制限政体の思想として捉式化している（Goldie, 1991: 594-602）。
- (39) Zagorin 1985: 614-5 は、りの箇所に議会での立法をなくして議論を読み込んでゐるが、ハイムの関心は法律家に集中してゐる。議会はなくしては「概観と検討」には歴史解釈における問題がある（View 58）。
- (40) Coke (2003): v. 2, 701.
- (41) Leviathan 187, Hobbes (2005): 9-10, 18.
- (42) Smut (2007): 65.

- (43) Hyde (1857): v.1, 9.
- (44) Cf. Pocock (1987): 17.
- (45) エベヌーの理解の代表として Trevor-Roper (1974): 13, 25-7, Zagorin (2007): 474°
- (46) 大塚 (2012).
- (47) たゞねば、ローハ・ローヤ古来の国制體におけるメモリズム immemorialism (記憶に残る以前か心存続してゐる伝統とみなして、制度を称揚・尊重する思想) にて云ひて、クラクが構築していくはただ、との指摘がある (Tuck, 1993: 265)。しかし、クラクは伝統を構築する御みをなしてこだわらぬ。
- (本文引用文献)
- 株式会社 (1993) 「トマス・ヘッブスの政治思想」 法律文化社
- Bowie, J. (1969) *Hobbes and His Critics*, F. Cass, originally 1951.
- Bredenkamp, H. (2007) 'Thomas Hobbes's Visual Strategies,' in *The Cambridge Companion to Hobbes's Leviathan*, ed. P. Springborg, Cambridge U.P.
- Burgess, G. (1996) *Absolute Monarchy and the Stuart Constitution*, Yale U.P.
- Burton, S.J.G. (2011) 'Reading the Psalms with Athanasius and Seneca: Stoicism and Providence in the Earl of Clarendon's *Contemplations*,' *Renaissance Studies* 25.
- Coke, E. (2003) *The Selected Writings and Speeches of Sir Edward Coke*, ed. S. Sheppard, Liberty Fund.
- Daly, J. (1978) 'The Idea of Absolute Monarchy in Seventeenth-century England,' *Historical Journal* 21.
- Dzelzainis, M. (1990) "Undoubted Realities": Clarendon on Sacilege,' *Historical Journal* 33.
- [Falkland, Lord and Colepeper, J.] (1642) *His Majesties Answer to the Nineteen Propositions of Both Houses of Parliament*, Cambridge (Wing C2124A).
- Filmer, R. (1991) *Patriarcha and Other Writings*, ed. J.P. Sommerville, Cambridge U.P.

- Finlayson, M. (1990) 'Clarendon, Providence and the Historical Revolution,' *Albion* 22.
- Fukuda, A. (1997) *Sovereignty and the Sword*, Clarendon Press.
- 眞國・林幹子 (2008) 「國體・幕領・皿田：スコットランド革命をめぐる議論」 東京大学出版会
- Goldie, M. (1991) 'The Reception of Hobbes,' in *The Cambridge History of Political Thought, 1450-1700*, ed. J. H. Burns with the assistance of M. Goldie, Cambridge U.P.
- Hayward, J.C. (1987) 'New Directions in Studies of the Falkland Circle,' *Seventeenth-Century 2*.
- Hobbes, Th. (1996) *Leviathan*, rev. ed., ed. R. Tuck, Cambridge U.P.
- (2005) *Writings on Common Law and Hereditary Right*, eds. A. Cromartie and Q. Skinner, Clarendon Press.
- (2010) *Behemoth, or, The Long Parliament*, ed. P. Seaward, Clarendon Press.
- Hume, D. (1983) *The History of England*, ed. W.B. Todd, Liberty Press.
- Hyde, E. (1676) *A Brief View and Survey of the Dangerous and Pernicious Errors to Church and State, in Mr. Hobbes's book, entitled Leviathan*, Oxford (Wing C442).
- (1857) *The Life of Edward Earl of Clarendon*, The University Press.
- (1992) *The History of the Rebellion and Civil Wars in England*, ed. W.D. Macray, Clarendon Press.
- 大塚洋 (2004) 「トマス・カーチの政治思想」 東京大学玉延舎
- (2007) 'Absolutism in the History of Political Thought: The Case of King James VI and I,' 「華盛頓大学社会情報学部
研究録」 1 回
- (2011) 「ジョン・オブライエンとジョン・ヘンリイー」 「時報」 10月号
- (2012) 「盤龍轉じぬる「逐臣論」——西洋政治思想史にみる「逐臣」概念の変遷」 三峰修羅「政治の
歴史」 風行社
- (2013) 「君主政体」 イギリス大綱「政治思想の歴史と展開」 第六卷「異洋動向」
- Malcolm, N. (2002) *Aspects of Hobbes*, Clarendon Press.
- McEligott, J. and Smith, D.L. (2007) 'Introduction: Rethinking Royalists and Royalism,' in *Royalists and Royalism during the English Civil War*, Cambridge University Press.

- the English Civil Wars*, eds. J. McElligott and D. L. Smith, Cambridge U.P.
- Mendle, M. (1985) *Dangerous Positions*, University of Alabama Press.
- (2007) 'The Royalist Origins of the Separation Powers,' in *Royalists and Royalism during the English Civil Wars*, eds. J. McElligott and D. L. Smith, Cambridge U.P.
- Parkin, J. (2007a) 'The Reception of Hobbes's *Leviathan*,' in *The Cambridge Companion to Hobbes's Leviathan*, ed. P. Springborg, Cambridge U.P.
- (2007b) *Taming the Leviathan*, Cambridge U.P.
- Pocock, J. G. A. (1987) *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, rev. edn., Cambridge U.P.
- Scott, D. (2007) 'Counsel and Cabal in the King's Party, 1642-6,' in *Royalists and Royalism during the English Civil Wars*, eds. J. McElligott and D. L. Smith, Cambridge U.P.
- (2009) 'Rethinking Royalist Politics, 1642-49,' in *The English Civil War*, ed. J. Adamson, Palgrave Macmillan.
- Seaward, P. (1997) 'Constitutional and Unconstitutional Royalism,' *Historical Journal* 40.
- (2005) 'Clarendon, Tacitism, and the Civil Wars of Europe,' *Huntington Library Quarterly* 68.
- (2010) General Introduction to his edition of Thomas Hobbes, *Behemoth*, Clarendon Press.
- Sharpe, K. (2000) *Reading Revolutions*, Yale U.P.
- Skinner, Q. (2008) *Hobbes and Republican Liberty*, Cambridge U.P.
- Smith, D. L. (1994) *Constitutional Royalism and the Search for Settlement, c. 1640-1649*, Cambridge U.P.
- Smuts, M. (2007) 'The Court and the Emergence of a Royalist Party,' in *Royalists and Royalism during the English Civil Wars*, eds. J. McElligott and D. L. Smith, Cambridge U.P.
- Sommerville, J. P. (2004) 'Hobbes and Independency,' *Rivista di storia della filosofia* 21.
- Trevor-Roper, H. (1975) *Edward Hyde, Earl of Clarendon*, Clarendon Press.
- (1989) 'The Great Tew Circle,' in his *Catholics, Anglicans and Puritans*, Fontana Press.
- Tuck, R. (1979) *Natural Rights Theories*, Cambridge U.P.

- (1993) *Philosophy and Government, 1572-1651*, Cambridge U.P.
- (1996) Introduction to his edition of Thomas Hobbes, *Leviathan*, rev. student ed. Cambridge U.P.
- Weston, C. C. (1965) *English Constitutional Theory and the House of Lords, 1556-1832*, Columbia U.P.
- Wormald, B. H. G. (1951) *Clarendon: Politics, Historiography and Religion, 1640-1660*, Cambridge U.P.
- Zagorin, P. (1985) 'Clarendon and Hobbes,' *Journal of Modern History* 57.
- (2000) 'Hobbes without Grotius,' *History of Political Thought* 21.
- (2007) 'Clarendon against Leviathan', in *The Cambridge Companion to Hobbes's Leviathan*, ed. P. Springborg, Cambridge U.P.